

日 EU の経済関係の回顧と展望

－「摩擦・対立」、「対話・協力」時代から「戦略的連携」時代へ－

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*
 (一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

日 EU (欧州連合) 関係は 1990 年代前半までの「摩擦と対立」の時代、1990 年代後半からの基本的価値を共有する「対話と協力」の時代、さらに日 EU 関係が深化・拡大する「戦略的グローバル・パートナーシップ」の構築を目指す時代へと移行しつつある。1991 年 7 月の日 EC (欧州共同体、現在の EU) 首脳によって採択された「ハーグ共同宣言」を受けて、日 EU (EC) の首脳協議が毎年開催されるトップレベル対話の制度化のほか、さまざまなレベルの官民の対話・交流の多チャンネル化、規制改革対話の開始などを通じて、日 EU の相互信頼が着実に高まった。

1991 年の日 EU 定期首脳協議を開始して以来、ほぼ四半世紀を経て、日 EU 関係は拡大・深化してきたが、今 2 つの重要な協定交渉が同時並行して進められており、日 EU は新たな次元の互恵的關係への第一歩を踏み出した。その 1 つが、本年末の合意を目指して、現在交渉中の「日 EU 経済提携協定 (日 EU・EPA)」であり、今後の日 EU 間の貿易・直接投資の均衡がとれた拡大発展が期待されるものである。もう 1 つが、日 EU の経済・貿易以外の政治外交などの分野のより包括的な枠組みとしての「日 EU 戦略的パートナーシップ協定 (SPA)」であり、いずれも「戦略的グローバル・パートナーシップ」展開の基盤となるものである。

はじめに

日 EU 関係は 1990 年代前半までの「摩擦と対立」の時代、1990 年代後半からの基本的価値を共有する「対話と協力」の時代を経て、2010 年代に入ってから、日 EU 関係が一段の深化・拡大する「戦略的グローバル・パートナーシップ」の構築を目指す新次元の時代へと移行しつつある。

1991 年 7 月に日 EC (欧州共同体、現在の EU) 双方の首脳によって採択された「日本と EC およびその加盟国との関係に関するハーグ共同宣言」は、自由、民主主義、法の支配と人権の尊重、市場原理、自由貿易の促進を謳い、双方が共通の関心を有する政治、経済、科学、文化など広範な分野での対話と協議、協力を追求することを目的としたものであった^(注1)。この共同宣言を受けて、日 EU 首脳協議が毎年 1 回開催されるトップレベル対話が制度化されたほか、さまざまなレベルの官民の対話・交流の多チャンネル化、規制改革対話の開始などを通じて、日 EU の相互信頼が着実に高まった。

1993 年 11 月、マーストリヒト条約 (EU 基本条約) の発効によって EU が発足し、EU 統合プロセスは新しいステージに入った。1995 年 5 月、EU 理事会が新たに採択した対日政策文書「欧州と日本: 次のステップ」は、EU の対日政策の指針となった^(注2)。1999 年 1 月からは EMU (経済・通貨同盟) の実現、単一通貨ユーロの創出など、EU 側に劇的に大きな動きがみられた中で、日 EU 間で、「地球規模の諸課題の解決には、日 EU とのパートナーシップが国際的に求められている」との認識が強まった^(注3)。

2000 年 1 月、日本政府は「日欧協力の新次元—ミレニアム・パートナーシップを求めて」とのイニシアチブを表明し、2001 年から 10 年間に日 EU 関係を新しい時代に適合したものに高めることを提唱した。2000 年 7 月、日 EU は「日欧協力の 10 年」宣言に合意し、2001 年 12 月、日 EU 首脳協議で、その後の 10 年間にわたる、より緊密な日 EU 協力を目指す宣言とそのため具体策を明記した「日本・EU の協力のための行動計画」を採択した^(注4)。

この「共通の未来の構築」と題された行動計画は、日 EU の政治的コミットメントとして共同で実施し、懸案の問題の解決を目指すことを表明したものである。従来からの経済・貿易分野に傾斜しがちなバイラテラルな関係から、マルチラテラルな経済貿易問題や地球的課題への取り組みなど、新たな時代に相応したグローバルな協力を含む戦略的パートナーシップを構築することを意図したものである。この行動計画は、その後の日 EU 首脳協議において定期的に調整され、適宜見直されることになった。

2009年12月にリスボン条約（EU基本条約）が発効する中で、2011年5月の日 EU 首脳協議において日本と EU 関係に相応した次元に高めるための方途として、「政治、グローバル、その他の分野別協力を包括的に対象とし、拘束力を持つ協定」および経済連携・自由貿易協定（EPA/FTA）について同時並行した協議交渉のためのプロセスを開始することで合意した。現在、新次元の戦略的グローバル・パートナーシップ関係の構築を目指して、「日 EU 戦

略的パートナー協定（SPA）」および「日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）」交渉が同時並行的に、2015年中の合意に向けて継続中である。

1. 外交関係の変遷

日 EU（EC）関係の推移は、概ね表1の通りである。日本と EU（EC）との外交関係が樹立されたのは、EEC（欧州経済共同体）が発足した翌年の1959年10月のことであり、きわめて早い時期であった。この時、駐ベルギー日本大使が EEC、ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）、EAEC（欧州原子力共同体；ユーラトム）の3共同体機関の日本政府代表に任命された。

ECがローマ条約（EC基本条約）で規定された過渡的期間を1969年末に終了し、1970年以降、ECの共通通商政策と対外通商交渉権限が EC 委員会（現在の欧州委員会）に移管された。これに伴って、日本との包括的な貿易協定締結交渉が開始されたが、日本製品に対する EC の共通緊急輸入制限制度（セーフガード）の導入について日本側が強く反対したため、交渉は合意

に至らず、日 EC 間には現在に至るも包括的貿易協定は存在しない^(注5)。この間、1974年7月には、アジアで初の EC 委員会代表部（現在の駐日欧州連合代表部、大使館に相当）が東京に開設された。また、日本側も 1979年1月、ブリュッセルに EC 日本政府代表部を設置、外交関係の深化、拡大に取り組んできた。

1980年代前半を通じて、日 EC 間の貿易不均衡（日本側の一方的な大幅な黒字）がいよいよ拡大したことで、この不均衡が次第に長期化し、構造化していったことから、EC 側はいわゆる「日本問題（ジャパン・プロブレム）」を提起した。EC 外相理事会が 1985年6月、1986年3月と2度にわたり不均衡是正についての「対日宣言」を採択し、EC 側の対日要求を即時実施するよう迫った。さらに、1987年5月の EC 外相理事会は、日 EC 間の貿易不均衡問題に進展がみられないとの強い懸念を表明、日本側は国内市場開放に向けた対応に迫られた。

1990年代に入って、1991年7月に採択された「日本と EC およびその加盟国との関係に関するハーグ共同

宣言」を契機に、ポスト冷戦時代の新たな日 EU（EC）関係の模索が開始された。ハーグ宣言を受けて、日 EU（EC）首脳協議が定期化（毎年1回）されたこと、また、1994年5月から規制改革対話が開始された。

1994年7月、欧州委員会は、初の包括的な対アジア戦略文書「新アジア戦略に向けて」^(注6)を発表して以後、EU のアジア重視の姿勢が一段と鮮明化、現在、アジアとの関係強化が EU の対外政策の優先項目の一つと位置付けられている。事実、1996年3月、EU は ASEM（アジア欧州会合）首脳会議の開始など、多角的レベルでのアジアとの政治対話や経済協力など関係強化に積極的に取り組んできた^(注7)。

さらに、1995年3月、欧州委員会は対日政策文書「欧州と日本：次のステップ」を発表、「EU と日本は多くの共通点を持ち、安定した多角的経済システムとグローバルな安全保障の維持に主要な利益を共有していること」などを指摘し、日本が EU にとっての重要なグローバル・パートナーであるとの位置付けを行っているなど、EU の対日政策の指針と

表 1 日 EU (EC) 関係の推移

時期	主要事項
1959年10月	駐ベルギー日本大使、3 共同体機関の日本政府代表に任命
1974年 7月	駐日 EC 委員会代表部設置 (2009 年から駐日欧州連合代表部に変更)
1979年 1月	EC 日本政府代表部設置 (1996 年から欧州連合日本政府代表)
1983年 9月	日 EC トロイカ外相協議発足 (2010 年から日 EU 外相協議)
1984年 5月	日 EC 閣僚協議発足
1985年 6月	EC 外相理事会、対日宣言採択 (1986 年 3 月、2 回目の対日宣言)
1991年 7月	「日本と EC およびその加盟国との関係に関するハーグ共同宣言」調印 日 EC 定期首脳協議発足 (1995 年から日 EU 首脳協議)
1993年11月	マーストリヒト条約発効、EU 発足
1994年 5月	日 EU 規制改革対話発足
1994年 7月	欧州委員会「新アジア戦略に向けて」発表
1995年 3月	欧州委員会「欧州と日本：次のステップ」発表
1996年 3月	アジア欧州会合 (ASEM) 首脳会議発足
1999年 1月	単一通貨「ユーロ」誕生
1999年10月	日 EU ビジネス・ラウンドテーブル発足
2000年 7月	「日本・EU 協力の 10 年」宣言に合意
2001年 3月	対日輸出促進策 EXPROM (Gateway to Japan) 設置
2001年 4月	日 EU 相互承認協定 (MRA) 調印
2001年12月	日 EU 首脳「日本・EU の協力のための行動計画」採択
2004年 7月	対日投資促進策「Invest Japan」設置
2006年 6月	対日直接投資加速プログラム策定
2006年10月	欧州委員会「世界で競争するグローバル欧州」発表
2008年10月	欧州委員会「グローバル欧州—グローバル経済における EU のパフォーマンス」発表
2010年 4月	日 EU 外相協議発足 (日 EU トロイカ外相協議終了)
2010年11月	欧州委員会「貿易、成長、世界情勢」発表
2012年 7月	欧州委員会「成長の外部要因—EU の主要経済パートナーとの貿易・投資関係の進捗報告」発表
2013年 4月	日 EU 首脳、SPA・EPA/FTA 交渉開始決定
2013年 6月	SPA・EPA/FTA 交渉開始
2015年末	SPA・EPA/FTA 交渉合意 (予定)

(出所) 筆者作成。

なった^(注8)。また、これを契機に、日 EU 関係は 1990 年代前半までの「摩擦と対立」の時代から、共通の価値観を有する「対話と協調」の時代へと向かうこととなった^(注9)。

今後の「戦略的連携」展開の基盤となる日 EU 戦略的パートナーシップ協定 (SPA) については、日 EC ハーグ共同宣言 (1991 年) および日 EU 行動計画 (2001 年実施、2010 年終了) の基本的目的を踏まえて、①自由、人権、民主主義、法の支配といった日 EU 間の基本的価値および原則の確認、②日 EU 関係の強化、世界および地域の平和、安定および繁栄の達成などを目的として、日 EU 間の一般的な協力方針の規定、③日 EU 間の協力の進捗をレビューし、協力を推進する方途を探求するための協議メカニズムの設置を、SPA 協定の内容に盛り込む方向で日 EU 間交渉が進められているところである^(注10)。もう一つの日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) 交渉は、日 EU 首脳合意に基づいて 2013 年 4 月に開始されたが、EU は、昨年 6 月に交渉開始後 1 年間のレビューを行い、交渉継続を決定した。現在、日 EU・

EPA 交渉は第 2 段階に入っており、本年末の合意を目指して、集中的、かつ厳しい議論が展開されている。

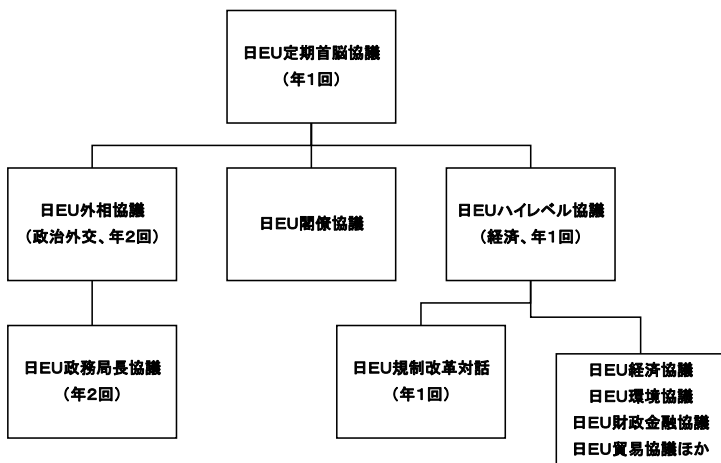
2. 日 EU 間の協議・対話の制度的枠組み

日 EU 間の経済関係の深化・拡大にともなって、日 EU (EC) 議員会議 (1978 年発足)、日 EU (EC) トロイカ外相協議 (1983 年～2009 年、2010 年から日 EU 外相協議)、日 EU (EC) 閣僚協議 (1984 年発足)、日 EU (EC) 定期首脳協議 (1991 年発足)、日 EU 規制改革対話 (1994 年発足)、民間レベルの日 EU ビジネス・ラウンドテーブル (1999 年発足) など様々なレベルの官民対話・協議の場が設置されて今日に至っている (図 1)。

以下では 3 つの主要な日 EU 協議・対話について取り上げる。

まず、1991 年 7 月発足した日 EU (EC) 定期首脳協議は、毎年 1 回、東京、ブリュッセルで交互に開催されている。定期首脳協議の目的は、1991 年のハーグ共同宣言に明記されているように、双方が共通の関心

図1 日EUの主要な対話の枠組み



(出所) 筆者が作成

を有する政治、経済、科学、文化その他の主要な国際的な問題に関して、双方の首脳が相互に通報し、協議するよう、確固たる努力を行うことである。また、双方は、適切な場合には、いつでも、立場の調整に努めるとしている。日EU (EC) 首脳レベルの既存の対話のチャンネルが十分に機能していなかったことが、首脳協議の定例化を促した最大の理由である。

次に、1994年5月に開始された規制改革対話は、日EU間の貿易および投資交流に関するビジネス環境の改善および規制改革促進を目的とし

て、双方で相手方に対する規制改革提案書を毎年交換している。規制改革対話は、高級事務レベル協議で双務的な観点から話し合う場を提供するものであるとともに、提案された課題に関する進捗状況を詳細に評価し、また、最重要課題については、問題解決のために重点的に協議する仕組みになっている。欧州委員会が1997年11月に初めて、対日規制改革要望リストを日本政府に提出して以来、日EU規制改革協議の場に追加的な要望リストを提出している。

ちなみに、2010年2月の高級事務レベル協議では、EU側から提出さ

れた投資関連規制、政府調達、金融サービス、郵政事業、航空輸送、自動車、医療・化粧品、食品安全・農産品などの対日要望リスト^(注11)、日本側から提出された EU 域内投資環境(商法・商慣行、滞在労働許可書、雇用・社会保障など)、規格・基準認証、貿易・関税、環境規制、情報・知的財産権、情報通信技術、金融サービス、税制、検疫・食品安全、医療・医薬品などの対 EU 要望リストが議論されている^(注12)。

また、民間レベルの日 EU 間の対話のチャンネルも重要である。1999 年 10 月発足した日 EU ビジネス・ラウンドテーブル (EJBRT) について簡単に言及しておこう。EJBRT は、日 EU の主要企業の CEO (最高経営責任者) や経営幹部などトップマネジメントで構成されており、日 EU 間のビジネス協力を寄与することを目的に、日本政府および欧州委員会への政策提言を行うための議論の場である。年 1 回開催される年次総会では、日 EU 間の経済、貿易、投資などの分野の具体的な課題に絞って協議し、日本政府および欧州委員会に対して提言をおこない、両政府は過

去 1 年間進捗状況報告書 (プログレスレポート) を提出することになっている。2014 年 4 月には日 EU・EPA 交渉に関する提言書を提出している^(注13)。

3. 日 EU 間の貿易・直接投資の実態

(1) 概況

EU は日本にとって米国と並んで、多くの基本的価値を共有する国際社会の一極を構成する重要なグローバル・パートナーである。EU (28 カ国) は世界の名目 GDP (国内総生産、2013 年、IMF 統計) の 23.5%、17 兆 5,121 億ドル、世界貿易 (輸出入合計、IMF 統計) の 31.5%、11 兆 7,200 億ドル、世界の海外直接投資残高 (対外・対内合計、UNCTAD 統計) の 37.1%、19 兆 2,000 億ドルを占める大きな経済規模である。また、日本と EU を合わせた名目 GDP は世界の 30.1%、22 兆 4,106 億ドル、貿易規模 (輸出入合計) は、世界貿易の 35.7%、13 兆 2,830 億ドル、海外直接投資残高は、世界の海外直接投資残高の 39.3%、20 兆 3,640 億ドルの

規模に上るほどの大きな地位を占めている。

このように、日 EU 経済が世界経済に占める地位はきわめて重要であることが理解できるが、それでは、日 EU 間の貿易・直接投資の実態はどのように位置付けられるのだろうか。

日 EU・EPA の重要性は、例えば、その他の 3 つのメガ FTA である TTIP（環大西洋貿易投資連携協定）、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）と比較した場合、人口では、最下位であるものの、GDP 規模では TTIP、TPP に次いで第 3 位、貿易規模では、TTIP に次いで第 2 位という位置付けからも説明できる。

このような日 EU 双方にとって重要なグローバル・パートナーであるにも拘らず、経済連携が不十分な状況に置かれているため、日 EU 関係が貿易・投資面でそれぞれの潜在力を十分に発揮できていない状況下にある。

事実、日 EU 間の貿易規模は、往復で 1,502 億ドル（2013 年、財務省統計）に上り、EU は日本にとって、中国、米国に次いで第 3 位、日本は

EU にとって第 6 位の域外貿易相手国・地域（2013 年、EUROSTAT 統計）であるものの、日本の貿易総額に占める EU のシェアは 9.6%、EU 域外貿易総額に占める日本のシェアは 3.2%にとどまっている。また、日本の海外直接投資総額（対外・対内合計額、残高ベース、2013 年、財務省統計）に占める EU のシェアは 25.4% に対して、EU の域外直接投資総額（2013 年、EUROSTAT 統計）に占める日本のシェアは 3.4%ときわめて低い水準にとどまっている。

日 EU・EPA によって、関税撤廃や投資ルールの整備などを通じて日 EU 間の貿易投資が活発化し、雇用創出、企業の競争力強化などが進めば、日 EU それぞれの経済活動を大いに刺激し、より高い成長が期待できよう。

また、中国、インド、ASEAN などの新興国や後発国が台頭するグローバル経済において、日本はアジア太平洋経済圏のハブであり、EU は大西洋経済圏のハブであることから、メガ FTA の 1 つである日 EU・EPA が実現すれば、EPA/FTA による更なる経済成長を通して、2 つの経済圏、

ひいては、世界経済の安定的成長におおいに貢献することができるであろうし、グローバルな貿易・投資ルール作り（規制の調和、政府調達、知的財産権、環境、労働など）先導役を担うことも、WTO ドーハ・ラウンドを補完することもできるのである。

(2) 貿易構造の特徴

日 EU 間の商品貿易の特徴として、まず第 1 に、1960 年代の早い時期か

ら日本側の貿易黒字が 2010 年代初めまで、一方的に継続してきたことである。しかも、この黒字幅が大幅に拡大するという構造的な傾向にあった。これが日 EU の「摩擦と対立」の時代の元凶となった（表 2）。しかしながら、最近 3 カ年の貿易収支構造が大きく変化し、日本の貿易収支が赤字に転化するという、約 50 年ぶりの大きな貿易構造の転換点として特筆できる画期的な動向である（表 3）。

表 2 日本の対 EU 貿易の推移（1960～2010 年）

（単位：億ドル）

	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
輸出金額	1.7	13.0	167.0	535.2	803.1	867.3
輸入金額	2.1	7.4	78.0	350.3	475.9	661.9
収支バランス	▲0.4	5.6	89.0	184.9	327.2	205.4

（出所）財務省貿易統計、ジェトロ貿易統計から作成。

表 3 最近 5 年間の日本の対 EU 貿易

（単位：億ドル）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
輸出金額	867.3	954.1	817.4	721.7	720.8
輸入金額	661.9	802.9	835.2	789.9	776.4
収支バランス	205.4	151.2	▲17.8	▲68.2	▲55.6

（出所）表 2 と同じ。

表4 日本の対EU貿易比率

(単位：%)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
輸出	11.3	11.6	10.2	10.0	10.4
輸入	9.6	9.4	9.4	9.4	9.5

(出所) 表2と同じ

第2に、日本の対EU貿易比率(シェア)について輸出シェアが10%台、輸入シェアが9%台の水準で安定的に推移しているものの(表4)、貿易額は低迷しており(表3)、前述したように、日EUの経済規模、貿易規模などから考えて、更なる拡大・発展の余地はあろう。日EU・EPA交渉の早期合意が期待される所以である。

第3に、日本側の輸出商品構造は、資本財・耐久消費財に極度に集中化(70.1%、2013年)していることである。とくに、乗用車・同部品、原動機、コンピュータ部品、映像機器、科学光学機器、半導体など高度先端技術集約的・高付加価値製品が主流である。

他方、日本側の輸入商品構造は乗用車・同部品、科学光学機器、原動機など資本財・耐久消費財のシェアがかなり高いもの(38.6%)、医薬

品、有機化合物など化学製品(27.0%)、食料品(11.3%)の比率も大きく、輸出商品構造ほど高度に集中化していないが、日EU間での産業内貿易が進んでいることは確かである。

第4に、日EUの輸出入品目の有税・無税の構成比が大きく相異なることである(表5)。農産品・加工食品・飲料など一部のEUからの輸入品に対して、日本が高関税を適用しているものの、全般的に日本、EUともに関税水準は低い。WTO協定税率(MFN税率)は、平均で日本5.1%、EU5.2%となっている。現在進行中の日EU・EPA交渉の中で、日本側の最大の目標は、対EU輸出の約65%が有税となっている鉱工業品などの高関税の撤廃・引き下げ(例：自動車10%、電子機器14%など)によってEU市場における日本製品の競争条件を改善することである。

表5 日本の対 EU 輸出入品目の有税・無税の構成比(2011年)

日本の対 EU 輸出 (7兆4,236億円)			日本の対 EU 輸入 (6兆3,563億円)		
有税 64.8%	自動車 18.3%	電気機械 9.1%	有税 29.3%	化学工業製品 12.5%	繊維衣料製品 2.4%
	一般機械 17.1%	精密機器 4.2%		農林産品 8.2%	その他 3.2%
	化学工業製品 10.3%	その他 5.8%		皮革・履物 3.0%	
無税 34.5%	一般機械 10.3%	化学工業製品 4.3%	無税 70.7%	化学工業製品・医療用品 20.6%	農林水産品 6.1%
	電気機械 10.2%	その他 5.1%		自動車 11.3%	電気機械 5.4%
	精密機械 4.6%			一般機械 10.6%	その他 9.0%
不明 0.7%			精密機械 7.9%		

(出所) 毎日新聞 (2012.11.30) から作成。

一方、EU の対日輸出額の約 70% が非課税となっており、EU にとって関税撤廃の恩恵は小さい。EU 側の主たる関心事項は、自動車、食品、加工食品、医療機器、医薬品などの分野における非関税措置 (NTM) の撤廃・軽減や、政府調達分野 (鉄道など) への EU 企業の参入拡大などである。

(3) 直接投資構造の特徴

日 EU 間の直接投資の実態についてみてみると (表 6、表 7)、日本の対外

直接投資残高に占める対 EU 直接投資残高のシェアは 23.2% (2013 年、財務省統計) で、米国の 29.7% に次いで第 2 位、日本の対内直接投資残高に占める EU のシェアは 40.1% と、2007 年以降 (2009 年を除く) 第 1 位の地位を維持している。第 2 位の米国のシェアは 30.7% となっている。

他方、EU 側からみると、EU の対外直接投資残高に占める日本のシェアは 1.4% (2012 年、EUROSTAT 統計) となっており、第 1 位の米国向け直接投資残高のシェアの 13.3% と

比べても大きな開きがある。また、EU の対内直接投資残高に占める日本のシェアは0.7%と、第1位の対米シェア11.9%と比較しても相当の開きがある。いずれにしても日EU間の直接投資増大の余地は、とくにEUの対日投資の分野で十分に可能性があるものとみられることである。

次に、日EU間の最近5年間の直接投資のいくつかの特徴について述べると、第1に、日本の対EU直接

投資額は毎年の金額（フロー）、投資残高（ストック）ともに、EU 対内直接投資額を大幅に上回っていることである。

第2に、日本の対EU直接投資額（対外・対内いずれも、ネット・フロー）が増加傾向を示しており、いまや米国と肩を並べるほどの重要な投資交流パートナーとなっていることである。

表6 日本の対外直接投資(EU, 米国、世界)

(国際収支ベース、ネット・フロー、億ドル、構成比：%)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2013年末残高合計・構成比	
欧州	178.3	150.4	398.4	310.2	322.3	2,730.4	24.4
EU	170.4	83.6	360.5	290.2	310.0	2,591.5	23.2
ドイツ	20.9	▲3.2	21.7	18.0	26.5	170.7	1.5
英国	21.3	46.2	141.3	118.8	133.2	667.4	6.0
フランス	11.6	5.5	1.2	22.9	▲2.4	179.7	1.6
オランダ	67.0	32.9	53.5	86.4	86.4	964.5	8.6
ベルギー	4.2	▲1.7	▲1.7	5.0	26.8	194.9	1.7
ルクセンブルク	32.8	▲1.1	3.3	▲0.7	9.2	74.9	0.7
米国	106.6	91.9	147.3	318.0	437.0	3,314.4	29.7
全世界	746.5	572.2	1,088.1	1,223.6	1,350.5	11,173.7	100.0

(出所) 財務省、日本銀行、ジェトロの統計から作成。

表7 日本の対内直接投資(EU, 米国、世界)

(国際収支ベース、ネット・フロー、億ドル、構成比：%)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2013年 年末残高累計・構成比	
欧州	82.1	2.0	12.0	8.9	10.6	789.5	46.3
EU	92.1	1.3	45.4	▲30.1	14.1	684.6	40.1
ドイツ	3.9	22.1	0.2	4.5	0.1	64.4	3.8
英国	56.3	48.2	17.9	12.1	6.2	131.2	7.7
フランス	3.7	11.3	34.4	▲4.6	▲6.5	142.5	8.4
オランダ	25.8	▲77.3	0	▲4.4	5.4	276.6	16.2
ルクセンブルク	5.4	3.8	▲4.1	▲44.3	12.8	33.7	2.0
スウェーデン	▲1.0	0.1	▲2.6	▲0.6	5.1	12.9	0.8
米国	18.3	29.6	▲32.0	▲1.1	13.8	524.0	30.7
全世界	118.4	▲13.6	▲17.0	17.6	23.6	1,706.0	100.0

(出所) 表6と同じ。

第3に、やや視点を変えて、日 EU の海外直接投資の特徴を比較してみると、EU の対外直接投資規模と対内直接投資規模が1国の経済規模を示すと考えられる GDP (国内総生産) に対して大きな割合を占めているのに対して、日本の割合が非常に小さいことである。

表8は、日本、EU、米国、世界の4つの国・地域の2000年、2010年、2013年の中期の3つの時期の対外直接投資残高の対 GDP 比を比較したものである。まず、EU の2000年、2010年、2013年の対外直接投資残高の対 GDP 比はそれぞれ41.2%、57.0%、61.1%ときわめて高い割合に

達している。また、対内直接投資残高の対 GDP 比もそれぞれ27.6%、44.7%、49.4%とかなりの高水準である。

さらに、EU 主要3カ国をみると、フランス、英国の海外直接投資の規模が自国の経済規模と比べて非常に大きい、ドイツがEU平均を下回っていることも注目されよう。EU 各国は市場統合、通貨統合などを通じて自国の経済開放度を高めつつ(もともと、英国はユーロに参加していないが)、相互依存度を深化させてきたが、海外直接投資の面でEU投資主要国間に格差が生じていることがわかる。

表8 日本・EUの海外直接投資残高(ストック)対GDP比
(2000年、2010年、2013年)

	世界	EU	ドイツ	フランス	英国	米国	日本
対外直接投資 残高(ストック) 対GDP比 (%)	24.6 33.3 35.7	41.2 57.0 61.1	28.7 44.3 47.0	69.7 59.0 59.8	61.8 71.3 74.3	26.0 31.9 37.8	5.9 15.1 20.3
対内直接投資 残高(ストック) 対GDP比 (%)	22.9 31.7 34.3	27.6 44.7 49.4	14.4 21.7 23.4	29.4 38.5 39.5	31.0 49.5 63.3	26.9 22.7 29.4	1.1 3.9 3.5

(注) 上段値：2000年、中段値：2010年、下段値：2013年

(資料) UNCTAD：World Investment Report 2014からジェトロ作成。

(出所) ジェトロ・ウェブサイト資料から作成。

他方、日本の対外直接投資の対GDP比が2000年5.9%、2010年15.1%、2013年20.3%と年を追って上昇してきているが、世界的にもまだ相当に低い水準に止まっている。他方、対内直接投資の対GDP比がそれぞれ1.1%、3.9%、3.5%と、世界的にみても異常に低い水準であることが明白である。換言すれば、日本の外国企業の受け入れ余地がまだまだ大きいことの証左でもある。

なお、経済産業省の調査によると、EUに進出している日本企業の現地法人数(金融・保険業、不動産業を除く)は2013年3月現在、2,623社で、在外日系企業総数23,351社の

11.2%を占めている。このうち、非製造業1,820社、製造業803社で、非製造業の比率の方が圧倒的に高い。業種別では卸・小売業が最も多く、次いでサービス業、輸送機械、化学・医薬、運輸業、情報通信機械などの分野である。進出国別でみると、英国626社を筆頭に、ドイツ560社、オランダ355社、フランス284社など西欧地域に加えて、チェコ72社、ポーランド65社など中・東欧地域への日系企業の進出も盛んである。ちなみに、最も日系企業数が多いのが在中国で7,700社、次いで在米で2,974社となっている(注14)。また、別の経済産業省の調査によると、日

本に進出している外資系企業は、2013年3月現在、2,976社で、このうち欧州系企業は1,313社と全体44.1%を占めており、米国系企業825社、27.7%を大きく上回っている。これら企業が日本で事業展開する上での阻害要因として、第1に、「ビジネスコスト（人件費、税負担など）の高さ」を挙げており、次いで、「日本市場の閉鎖性、特殊性」を指摘する外資系企業が多い^(注15)。

EUからの対日直接投資促進については、2004年6月に開催された日EU定期首脳協議で「日本・EUの双方向投資促進のための協力の枠組み」が合意され、2004年7月、ジェトロ（日本貿易振興機構）にEUなどからの外国企業の対日直接投資に関するワン・ストップ・ショップ・サービスを提供する日本側窓口「Invest Japan」が設置された。さらに、2006年6月から「対日直接投資加速プログラム」が実施されている。双方向の直接投資は、とくに新技術や経営ノウハウの導入により日EU経済を活性化し、雇用機会を創出し、双方に大きな利益をもたらすことが大いに期待される。

むすび

WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、EPA/FTAの動きがアジア太平洋地域を中心に活発化してきている。EUは2000年代半ば以降アジアに対するFTA戦略を積極的に取り組んできたものの^(注16)、アジアの国・地域との間でEPA/FTAを締結できたのは、韓国（2011年から暫定適用）、シンガポール（2013年）の2カ国に過ぎない。また、交渉継続中は、インド、ベトナム、マレーシア、タイ、日本の5カ国に留まっている。世界経済の成長センターであるアジア地域とのEPA/FTAでは日本、米国、中国の他の3大経済パワーとは明らかに遅れをとっているEUにとって、日EU・EPAは、アジアにおけるFTA戦略の巻き返しの好機とみなしてよいだろう^(注17)。

事実、欧州委員会は「今後20年間の経済成長はアジアに由来するであろうから、日本を見逃すことは、EUの通商戦略にとって由々しき間違いとなるだろう。そのうえ、農産・食品・飲料、医薬品、化学品、情報通信技術（ICT）、急行便などサービス産業

など多くの欧州産業団体が交渉開始に強い支持を表明している」と、日 EU・EPA の重要性を強調している。EU 側の試算によると、日 EU・EPA は、EU の GDP を 0.8% 増、対日輸出を 32.7% 増、日本の対 EU 輸出を 23.5% 増、EU の雇用を 42 万人増などの経済的効果をもたらすとみている^(注18)。

1991 年の日 EU 定期首脳協議を開始して以来、ほぼ四半世紀を経て、日 EU 関係は拡大・深化を遂げてきたが、今 2 つの協定交渉が進められており、新たな次元の互恵的關係への第一歩を踏み出した。その 1 つが、本年末の合意を目指して、現在交渉中の日 EU 経済提携協定（日 EU・EPA）であり、今後の日 EU 間の貿易・直接投資の均衡がとれた拡大発展を目指すものである。もう 1 つが、日 EU の経済・貿易以外の政治外交などの分野のより包括的な枠組みとしての日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）であり、いずれも今後の日 EU の「戦略的グローバル・パートナーシップ」展開の基盤をなすものであり、早期の合意を強く望みたい。

注および参考文献・資料

(注 1) *Joint Declaration on Relations between The European Community and its Member States and Japan* (The Hague, 18 July 1991) (駐日欧州連合代表部 HP、外務省 HP：日本語訳)

(注 2) European Commission (1995), *Europe and Japan : next steps : Communication from the Commission to the Council* (COM (95) 73, Final, Brussels, 08.03.1995)

(注 3) パスカル・フォンテーヌ (2011) 「EU を知るための 12 章」(駐日欧州連合代表部、2011 年 7 月)、77 ページ。

(注 4) European Commission (2001), *An Action Plan for EU-Japan Cooperation* (European Union-Japan Summit, Brussels, 2001) (外務省 HP：日本語訳)

(注 5) 田中友義 (2001) 『EU の経済統合』(中央経済社、2001) 219～220 ページ。

(注 6) European Commission (1994), *Towards a new Asia strategy* (July 1994)

(注 7) 田中 友義 (2010) 『EU 経済論－統合・深化・拡大』(中央経済社、2010) 195 ページ。

(注 8) (注 2) を参照。

(注 9) 田中 (2010)、前掲書、219～220 ページ。

(注 10) 外務省 HP : 「日 EU 関係」 (2015 年 3 月)

(注 11) 欧州委員会報告書「日本の規制改革に関する EU 提案」(EU Proposals for Regulatory Reform in Japan、November 2008) (駐日欧州連合代表部、2008 年 11 月)

(注 12) 外務省「平成 20 年度日・EU 規制改革対話－日本側対 EU 提案書」(外務省、2008 年 12 月 12 日)

(注 13) 日 EU ビジネス・ラウンドテーブル「日 EU 政府への提言書：日 EU 関係の新たな時代の幕開け」(2014 年 4 月)

(注 14) 経済産業省 (2014) 「平成 25 年度海外事業活動基本調査」(2014 年 3 月)

(注 15) 経済産業省 (2014) 「平成 25 年度外資系企業動向調査」(2014 年 10 月)

(注 16) European Commission (2006)、*Global Europe, competing in the world. A Contribution to the EU Growth and Jobs Strategy* (October 2006)

(注 17) 田中友義 (2015) 「EU 統合の深化・拡大と FTA 戦略」(石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『FTA 戦略の潮流－課題と展望』文眞堂、2015 年) 155～157 ページ。

(注 18) European Commission (2012) (Press Release, 1P/12/810, Brussels, 18 July 2012)